



スプレー菊

# ジェイシス税理士法人

〒543-0001  
大阪市天王寺区上本町  
8-9-23 JKPLACEビル2F  
TEL 06(6770)1801  
FAX 06(6770)1811  
<http://www.jess-tax.com/>

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日  
24日・振替休日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	16	30
月	17	・
火	18	・
水	19	・
木	20	・
金	21	・
土	22	・

## 11月の税務と労務

- |                               |                             |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 国 税／10月分源泉所得税の納付              | 国 税／3月決算法人の中間申告             |
| 11月10日                        | 12月1日                       |
| 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請           | 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告         |
| 11月17日                        | (年3回の場合) 12月1日              |
| 国 税／所得税予定納税額第2期分の納付           | 地方税／個人事業税第2期分の納付            |
| 12月1日                         | 都道府県の条例で定める日                |
| 国 税／9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) | 国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告 |
| 12月1日                         | (年3回の場合) 12月1日              |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

### ワンポイント

### バイクと軽四輪で異なる軽自動車税引上げ

平成26年度税制改正により、市町村税である軽自動車税の税率が引き上げられます。軽四輪車の場合は約1.25倍～1.5倍に引き上げられ、平成27年4月1日以後に新規取得する新車から適用されます。バイク等の場合は約1.5倍程度引き上げられ、既存車・新車を問わず平成27年度分から適用されます。

# 生前贈与の種類と活用のポイント

暦年贈与

相続時精算課税制度

住宅取得等資金の贈与

教育資金の贈与

贈与税の配偶者控除

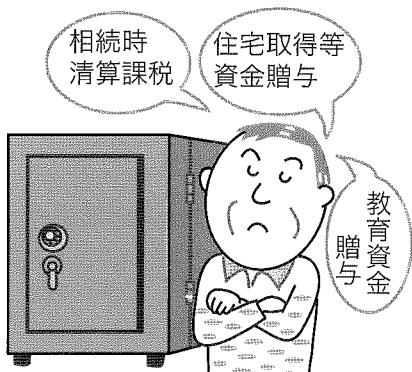
平成二十五年度税制改正で相続税が課税強化されたのを機に、生前贈与が注目されています。そこで、以下、五種類の生前贈与とその活用法について整理します。

- 3 住宅取得等資金の贈与  
平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に直系尊属（父母や祖父母）

この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなつたときにその贈与財産の贈与時の価額と相続税を通じた納税を行う制度です。  
※ 1と2の制度は、選択の関係になります。

5 贈与税の配偶者控除  
定の要件を満たす配偶者に対して、居住用の不動産又はそれを取得するための資金を贈与します。

（注・前記3、4については非課税財産のため、三年間贈与加算の適用はありません）  
なお、相続発生年にこの特例贈与を実行した場合、受贈配偶者は翌年にその贈与税の申告が必要となります。



贈与税は、一人の人が一月一日から十二月三十一日までの間にもらった財産の合計額のうち、一一〇万円までは基礎控除があるので、一一〇万円までの贈与は非課税となります。

## 2 相続時精算課税制度

この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなつたときにその贈与財産の贈与時の価額と相続税を通じた納税を行う制度です。  
※ 1と2の制度は、選択の関係になります。

## 4 教育資金の贈与

平成二十五年度税制改正で祖父母等（贈与者）が、信託銀行など金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに一、五〇〇万円までの資金について、贈与税が非課税となる「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されています。（図表3）。

（注・前記3、4については非課税財産のため、三年間贈与加算の適用はありません）  
なお、相続発生年にこの特例贈与を実行した場合、受贈配偶者は翌年にその贈与税の申告が必要となります。

## 1 暦年贈与

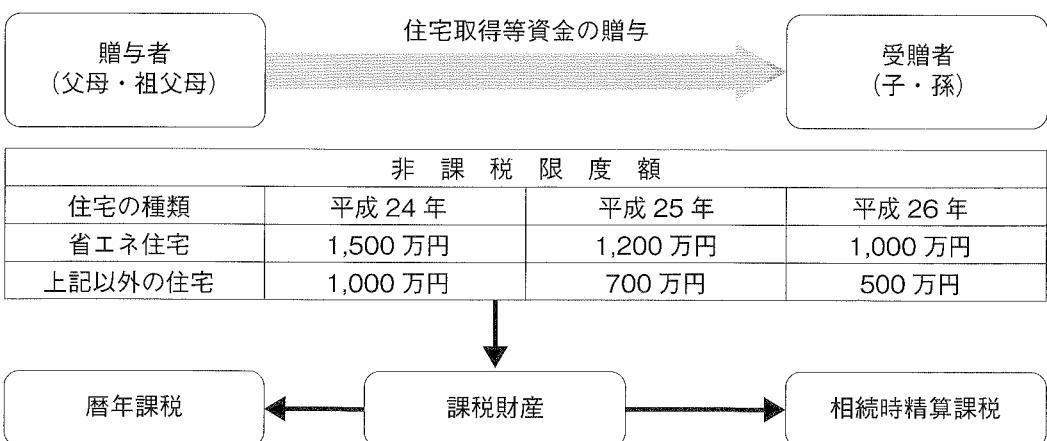
贈与税は、一人の人が一月一日現在の満年齢が二〇歳以上、贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下などを満たす時は、図表2の金額が非課税となります。

（注・前記3、4については非課税財産のため、三年間贈与加算の適用はありません）  
なお、相続発生年にこの特例贈与を実行した場合、受贈配偶者は翌年にその贈与税の申告が必要となります。

図表 1 历年贈与と相続時精算課税制度の比較

	历年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額 - 110万円) × 累進税率	(贈与額 - 2,500万円) × 20% (一定)
適用対象者	誰でも	65歳以上の親から20歳以上の子供への贈与 ※平成27年1月1日以後の贈与から、「60歳以上の親」、「20歳以上の孫」も対象になります。
相続時の計算	相続税とは切り離して計算されます。 (ただし、相続開始前3年以内の贈与は課税価格に加算されます)	相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。
制度の移行	历年課税から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択したあとで、従来の历年課税への移行は不可能

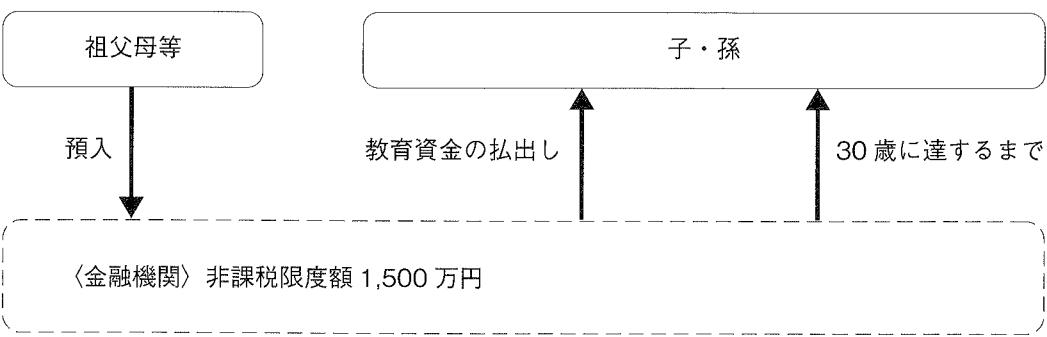
図表 2



※相続時精算課税制度選択の特例

平成26年12月31日までの間に、親から住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が一定の条件を満たすときは、贈与者である親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。

図表 3 教育資金の贈与イメージ



## 接待飲食費の帳簿書類への記載

平成26年度税制改正により、法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額は損金の額に算入できることとなりました。

この接待飲食費については、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます）で、かつ、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類（総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等が該当します）に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載する必要があります。

イ 飲食等のあった年月日

ロ 参加した得意先、仕入先その他事業に  
関係のある者等の氏名又は名称及びその  
関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店

等の名称及びその所在地

### ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

このうち、口の「参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」は、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「○○会社・□□部、△△◇◇（氏名）、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「○○会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他10名、卸売先」という記載でも問題ありません（氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません）。

## 配偶者が年の中途に死亡した場合の配偶者控除と寡夫控除

控除対象配偶者又は寡夫に該当するかどうかについて、通常はその年の12月31日の現況により判定することになっていますが、控除対象配偶者が年の中途で死亡した場合には、その死亡時の現況により判定することとされています。

まず、配偶者控除については、配偶者が死亡した時点で判定することとなりますので、この時点での生計を一にしているなどの控除対象配偶者としての要件が満たされていれば配偶者控除が受けられます。次に、寡夫控除については、12月31日の時点で判定することとなり、寡夫としての要件を満たしている場合にはこれも受けられることとなります。

したがって、控除対象配偶者としていた配偶者が年の中途で死亡したような場合、配偶者控除と寡夫控除の両方の適用要件を満たしていれば、両方について適用することができます。

**共有のマイホームを売つたとき**

マイホーム（居住用財産）を  
売つたときは、譲渡所得から最  
高三千万円まで控除できる特例  
があります。共有のマイホーム  
を卖つた場合に、この特例を受  
けることができるかどうかは共  
有者ごとに判定し、譲渡所得の  
計算は、共有者の所有権持分に  
応じて行います。このときの特別  
控除額は共有でなく、こ  
者全員で三千万円ではなく、こ  
れを受けることはできません。  
この特例

の特例を受けることができる共  
有者一人につき最高三千万円で  
す。なお、この特例を受けるため  
には、確定申告をすることが必  
要です。確定申告書は一人  
人が提出します。また、家屋  
は共有でなく、敷地だけを共有  
としている場合、家屋の所有者  
以外の者は原則としてこの特例